

第11部 林 業

解 説

この部には、「農林業センサス農山村地域調査」の結果から林野面積、「林業産出額」、「木材統計調査」の結果から素材生産量、製材工場数、製材用素材需要量、製材品出荷量、木材チップ工場数・生産量及び「木材流通統計調査」のうち「木材価格統計調査」の結果から製材用素材価格に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 農山村地域調査

農山村地域調査は、農林業センサスにおいて、農山村の現状を把握するために行った。

(2) 林業産出額

林業産出額は、林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を提供することを目的としている。

林業産出額は、都道府県別に木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に価格(木材生産にあつては樹種ごとの年間平均山元土場価格、木材生産以外にあつては庭先販売価格)を乗じて推計した。

推計期間は、毎年1月から12月までの1年間である。

(3) 木材統計調査

木材統計調査は、素材の生産、木材製品の生産出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料に活用することを目的としている。製材工場、木材チップ工場、合単板工場、集成材工場、LVL工場及びCLT工場における素材の入荷・消費状況及び製品の生産・出荷状況等を、代表者に対する自計調査の方法または、統計調査員による面接調査の方法により行った。

(4) 木材流通統計調査

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査は、毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策の推進に資することを目的とする。製材用素材価格については、農林水産大臣が委託した民間事業者が調査対象に対する自計申告調査の方法により行った。

2 定義及び用語の解説

(1) 農山村地域調査

ア 林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法(平成16年法律第123号)上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

イ 現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいう。

ウ 森林以外の草生地
森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。
なお、河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

(2) 木材統計調査

ア 素材

用材(薪炭材及びしいたけ原木を除く。)に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。

イ 製材用素材需要量

製材工場への素材の工場入荷量(材種別素材入荷量)である。

ウ 製材

素材を製材機にかけて、板類、ひき割類、ひき角類等を生産することをいう。

エ 製材工場

製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含む。

ただし、製材に用いる動力の出力数(製材機用だけでなく、それに付属する設備、例えば目立機、巻き上げ機、ベルトコンベアーなどの動力も含める。)が7.5KW未満の工場は除く。

オ 木材チップ

チップパーを用いて製造したパルプ、紙、繊維板及び削片板等の原料とする木材の小削片をいう。

(3) 木材価格調査

製材用素材価格

製材工場における工場着購入価格である。